

明 環 総 第 2 4 号

2023 年（令和 5 年）12 月 26 日

明石市監査委員 藤 本 一 彦 様
同 藤 田 隆 大 様
同 竹 内 きよ子 様
同 井 藤 圭 順 様

明 石 市 長 丸 谷 聡 子

市民生活局（環境室）定期監査の結果に対する措置について（通知）

令和 5 年 1 1 月 2 7 日付け明監第 7 0 号で提出のあった市民生活局（環境室）定期監査の結果について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知いたします。

1 監査結果の受理日 令和5年11月27日

2 措置の内容

(監査の結果)

支出事務の執行について

物品の購入にあっては、一定の条件において入札によらず随意契約とすることができるが、本市では明石市契約規則等により、特に予定価格が5万円以上のものについては1者しか納入できない等の特別な理由がある場合を除き、見積合せを行うこととしている。これは競争性を発揮させることでより適正な価格で契約を行うことを目的としており、一括発注を前提にその予定価格に応じた契約手続きを行うべきである。

しかしながら、環境室における定期監査を実施したところ、消耗品及び備品の購入にあたり、合理的な理由なく年度末を中心に短期間で同種のものを5万円未満で複数回に分割することで、見積合せを行うことなく契約手続きを行っている事例が多く見受けられた。

本事例は所管課が意図せずとも、事務の省略を目的として、あえて分割発注することにより競争型の契約手続きを回避していると判断せざるを得ないものであり、予算を適正に執行しているとは言い難い。

今後は、年間を通じた購入計画を立てるなどして、その予定価格に応じた契約手続きを行うことで、公平性・経済性の確保を図るとともに、適正な予算執行に努められたい。

なお、今回の同室の定期監査において、前回の令和2年度定期監査に

おける指摘事項の改善状況を確認したところ、大幅に改善され、全体的にも丁寧に事務を執行していることから、このような事例が発生したことは誠に残念である。今回の指摘事項についても、所属職員に周知・徹底し速やかに改善に取り組み、適正な事務の執行に努められたい。

(講じた措置)

今後、物品の購入にあたっては、適正な価格で購入できるように、明石市契約規則等に基づき金額に応じて、複数の事業者からの見積もりを徴取するほか、財務室契約担当を通じた入札を行うことで、公平性と経済性を確保してまいります。

とりわけ、コピー機のトナーのように年間を通して購入する物品については、年度当初や四半期ごとに過去の購入実績等から購入計画を検討し、一定の必要本数を購入することで経済性が十分に発揮できるよう、適正な予算執行に努めてまいります。